

条 例 見 直 し 調 査

		作 成 年 度	平成21年度
条 例 名	神奈川県流水占用料等徴収条例		
条 例 番 号	平成11年神奈川県条例第44号	法 規 集	第11編第5章
所 管 部 局 室 課	県土整備部河川課		
条 例 の 概 要	河川法に基づく流水若しくは土地の占用、廃川敷地の使用又は土石等の採取の許可を受けた者から同法第32条の規定に基づき徴収する流水占用料等に関し必要な事項を定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性 （ 現在でも 必要な条 例か。 ）	河川法に基づく流水若しくは土地の占用、廃川敷地の使用又は土石等の採取の許可を受けた者は、公共用物である河川の流水や河川用地を排他的に使用し、又は土石等の河川産出物を採取するのであり、流水占用料等を徴収することは必要である。 河川法第32条により、都道府県知事は許可を受けた者から占用料等を徴収することができることされており、流水占用料等に関して必要な事項を定める本条例は必要である。	
	有効性 （ 現行の内 容で課題 が解決で きるか。 ）	流水占用料は河川法施行令の規定に基づき、土地占用料は、定額方式により、土石等採取料は、市場価格の動向等を踏まえて単価を定めており、適正かつ有効な方法を採用している。	流水占用料等収入額 20年度 595,276千円 19年度 580,297千円 18年度 580,799千円 17年度 548,824千円
	効率性 （ 現行の内 容で効率 的といえ るか。 ）	流水占用料は河川法施行令の規定に基づく算定式と定額方式により、また、土地占用料及び土石等採取料は、許可物件ごとの定額方式により定められており、占用物件の延長、面積、数量から容易に額を算出することが可能となっており、十分に効率的である。	
	基本方針適合性 （ 県政の基 本的な方 針に適合 している か。 ）	河川法に基づき、流水若しくは土地の占用、廃川敷地の使用又は土石等の採取の許可を受けた者から徴収する占用料等に関する事項を定めたものであり、県政の基本的な方針と齟齬をきたすものではない。	
	適法性 （ 憲法、法 令に抵触 しないか。 ）	河川法の規定に基づく内容となっており、憲法、法令等に抵触しないものである。	
	その他		
見 直 し 結 果	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 5px; display: inline-block;">改正・廃止の必要はない。</div> 改正・廃止を検討する。	理 由	特 記 事 項
		現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では、改正・廃止の必要はない。	別表に定める占用料等の額については、地価の変動等を踏まえて、適宜見直しを検討する。
次回見直し予定	平成26年度	見直し規定の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>